

防衛大学校第 1 期生会細則

(制定 41.11.6) (改正 48.1.1) (改正 57.4.24) (改正 1.4.1) (改正 3.4.1) (改正 7.4.1) (改正 11.4.1) (改正13.4.1)
(改正18.8.21) (改正21.5.13)

1. 支出の対象及び金額の基準等

会則第 4 条の規定による事業の支出基準は次のとおりとする。

分類	支出基準	備考
正会員が死亡した場合	1. 弔電 2. 香典 30,000 円または香典 20,000 円と供花等時価	必要により臨時会費を徴収する
正会員の妻、特別会員及び賛助会員が死亡した場合	1. 弔電 2. 香典 10,000 円	
会報及び会員名簿の発行	必要経費	
同窓会活動に対する支援	その都度、役員会により決定するが、必要に応じ総会に図るものとする。	
その他、事務局活動に必要な経費	必要経費	

2. 会費の納入

- (1) 事務局への会費の納入は、事務局から送付する振替用紙を利用するものとする。
- (2) 会費の領収書は、原則として発行せず、振替払込票の引受書をもってこれに代えるものとする。

3. 会計

- (1) 本会の現金は、会長の指名する会員名で預金しておくものとする。
- (2) 会員は、本会の経理状況につき疑義ある際は、会長にその理由を説明して、総務担当委員に出納簿等の閲覧を要求することができる。
- (3) 本会の会計年度は、5 月 1 日から始まり、4 月 30 日をもって終る。
- (4) 預貯金の取扱等に関しては、総務担当委員が金融機関に対し本会を代表して事務を所掌する。

4. 防衛大学校同窓会への通知

(1) 同窓会期生会会長及び代議員の指名及び届出

会長及び各幕担当委員は防衛大学校同窓会の期生会会長及び代議員として指名される。総務委員は役員交代の都度、防大同窓会事務局にその氏名を通知する。

- (2) 期生会会長の代議員代行及び業務幹事は事務局長とする。事務局長は役員交代時、防大同窓会事務局にその氏名を通知する。